

# ユニット型指定短期入所生活介護【介護予防短期入所生活介護】 高槻けやきの郷 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(大阪府指定 第2770901813号)

当事業所はご利用者に対してユニット型指定短期入所生活介護【介護予防短期入所生活介護】を提供します。事業所の概要や提供される事業の内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当事業所の利用は、原則として要介護【要支援】認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。要介護【要支援】認定をまだ受けていない方でも事業の利用は可能です。

1. 事業運営法人	1
2. ご利用事業所	1
3. 事業所の概要	1
4. 居室等の概要	2
5. 職員の配置状況	2
6. 事業所が提供するサービスと利用料金	3
7. サービス提供における事業者の義務	6
8. 事業所利用の留意事項	7
9. 緊急時の対応	8
10. 事故発生時の対応	8
11. 非常災害対策について	8
12. 衛生管理	8
13. 損害賠償について	9
14. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）	9
15. 苦情の受付について	10
16. 第三者による評価の実施状況	11

## 1. 事業運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 成光苑  
(2) 法人所在地 大阪府摂津市千里丘三丁目16-7  
(3) 代表者氏名 理事長 高岡 國士  
(4) 設立年月 昭和49年7月16日

## 2. ご利用事業所

- (1) 事業の種類 ユニット型指定短期入所生活介護  
ユニット型指定介護予防短期入所生活介護  
※当事業所は、介護老人福祉施設 高槻けやきの郷に併設されています。
- (2) 事業の目的 介護保険法令の趣旨にしたがい、利用者がその有する能力に応じ、居宅に近い居住環境及び居宅における生活に近い日常生活の下、可能な限り自立した生活を営むことができるように支援する。
- (3) 事業所の名称 介護老人福祉施設 高槻けやきの郷
- (4) 事業所の所在地 大阪府高槻市番田一丁目60-1
- (5) 電話番号 072-662-5888
- (6) 管理者氏名 中島 康博
- (7) 運営方針 老人福祉法の基本理念に基づき、要介護者・要支援者が生きがいをもてる健全で安らかな生活を保障するとともに、介護保険法に定めるところの事業所としてご利用される皆様へ心のこもったサービスと専門的なサービスを適切かつ計画的に提供し、ご満足頂けるご利用に結びつけることを最も大切な使命とします。
- (8) 開所年月 ユニット型指定短期入所生活介護 平成16年1月1日  
ユニット型指定介護予防短期入所生活介護 平成18年4月1日
- (9) 利用定員 併設型 20名
- (10) 送迎実施区域 高槻市・茨木市・枚方市の一部  
※別紙参照

## 3. 事業所の概要

- (1) 事業所の構造 鉄筋コンクリート造 地上5階
- (2) 延べ床面積 6,367.88㎡
- (3) 併設事業 当事業所では、次の事業を併設して実施しています。

介護保険 指定事業所	介護老人福祉施設	平成16年1月1日開設	定員 100名
	居宅介護支援事業	平成16年1月1日開設	定員 35名/人
	通所介護	平成16年1月1日開設	定員 40名
	介護予防通所介護	平成18年4月1日開設	
	認知症対応型通所介護	平成20年12月1日開設	定員 12名
	介護予防認知症対応型通所介護	平成20年12月1日開設	
	訪問介護	平成16年1月1日開設	
定期巡回随時対応型訪問介護看護	平成27年5月1日開設		

#### 4. 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
居室	120室（全室個室）	ユニット型個室 1ユニット12室×10ユニット
共同生活室	10室	
機能訓練室	1室	〔主な設置機器〕 平行棒・訓練台
浴室	8室	一般浴槽・座位浴槽・特殊浴槽
医務室	1室	
地域交流スペース	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、ユニット型指定短期入所生活介護【介護予防短期入所生活介護】事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

#### 5. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して、ユニット型指定短期入所生活介護【介護予防短期入所生活介護】を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職員	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名
2. 介護職員	常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上
3. 生活相談員	常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上
4. 医師	併設介護老人福祉施設に1人以上
5. 看護職員	事業所の実情に応じた適当数
6. 機能訓練指導員	事業所の実情に応じた適当数
7. 管理栄養士	併設介護老人福祉施設に1人以上

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延長時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算は、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

<職務内容>

職員	職務内容
1. 施設長（管理者）	施設の業務を統括する。
2. 介護職員	ご利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する者。
3. 生活相談員	ご利用者の入退居、生活相談および援助の企画立案・実施に関する業務に従事する者。
4. 医師	ご利用者の診察及び保健衛生の管理指導の業務に従事する者。
5. 看護職員	ご利用者の看護、保健衛生の業務に従事する者。
6. 機能訓練指導員	ご利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する者。
7. 管理栄養士	給食管理、ご利用者の栄養指導に従事する者。

<主な職員の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 施設長（管理者）	勤務 7： 9：00～18：00 1名
2. 介護職員	標準的な時間帯における配置人員（例） 勤務 2： 6：30～15：30 10名 勤務 3： 7：00～16：00 5名 勤務11： 11：00～20：00 5名 勤務14： 12：30～21：30 10名 夜 勤： 21：30～翌6：30 5名
3. 生活相談員	勤務 7： 9：00～18：00 1名
4. 看護職員	標準的な時間帯における配置人員 早 出： 8：00～15：00 1名 日 勤： 9：00～18：00 1名 遅 出： 12：00～19：00 1名
5. 機能訓練指導員	勤務 7： 9：00～18：00 1名
6. 介護支援専門員	勤務 7： 9：00～18：00 1名
7. 医師	週4回 10：00～14：00
8. 管理栄養士	勤務 7： 9：00～18：00 1名

6. 事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護給付・予防給付の対象となる場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

があります。

(1) 当事業所が提供する介護給付及び予防給付の対象となる基準サービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、ユニット型指定短期入所生活介護【介護予防短期入所生活介護】における基本的サービスとして、ご利用者個々の状態に合わせ、当事業所が皆様にご提供するサービスの内容です。利用料金の大部分（通常7割～9割）が介護給付・予防給付から支給されるサービスと、利用料金の全額をご利用者に負担頂くものがあります。

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の生活習慣に合わせた食事提供を可能とする為、下記の時間帯を食事提供可能な時間帯として設定しています。

（食事提供可能時間）

朝食	8：00～ 9：30
昼食	12：00～13：30
夕食	18：00～20：00

- ・ご利用者の意思を尊重し、身体状況に配慮した上で、できるだけ離床していただき、共同生活室にて食事をとっていただくよう支援します。

③入浴

- ・できるかぎりご利用者の意向に応じた入浴を支援すると共に、原則として週2回の入浴または清拭を行います。

#### ④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ⑤機能訓練

- ・ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活の様々な場面において残存機能の活用を図ると共に、併せて機能訓練専門職員等により展開される訓練器具を用いたりハビリを実施し、それらが相互に効果的に作用し残存機能の維持・活用・寝たきり状態の防止へと繋がるよう援助します。

#### ⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

#### ⑦その他自立への支援

- ・より家庭に近い環境の下、できる限りこれまでの生活習慣を尊重した介護を提供します。
- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

##### <サービス利用料金>

サービス利用料金については別紙参照。

#### (2) 当事業所が提供する介護給付及び予防給付の基準外サービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、ご利用者が、より快適に暮らしていただけるよう、双方の合意に基づき、個別に提供するサービスです。利用料金の全額がご契約者の負担となります。

##### <サービスの概要>

##### ① 通常の送迎実施地区以外への送迎

通常の送迎実施地域以外の方がご利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、別途料金をいただきます。

##### ② 支給限度額を超えるユニット型指定短期入所生活介護【介護予防短期入所生活介護】利用料金

ご利用者の要介護状態（要支援状態）区分に応じたサービス利用料金10割（加算含む）及び滞在費・食費の実費をいただきます。

##### ③理美容

理美容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。（但し、利用期間中に理美容師の出張があるときに限ります。）

##### ④レクリエーション、交流活動等

ご利用者の希望によりレクリエーションや交流活動に参加していただくことができます。

#### i) 主なレクリエーション行事予定

	全体行事	ユニット単位行事
4月		お花見
5月	元気祭り 保育園交流会（サクランボ狩り）	工作
6月～8月		七夕・花火・縁日・おやつ作り
9月	保育園交流会（栗拾い）	お月見・敬老会
10月	秋祭り	運動会
11月		おやつ作り・みかん風呂
12月		クリスマス・忘年会・迎春準備
1月～3月		新年会・節分・ひな祭り

ii) 交流活動

地域ボランティア等の協力による、音楽会・民謡等を実施しています。

⑤複写物の交付

ご利用者、ご家族または代理人の請求により、個人情報保護法を遵守する範囲内において、サービス提供についての記録を閲覧できます。複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。(祝日を除く、月～金曜日 9:00～17:30)

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品の購入代金、ご利用者が持ち込まれた家電に関わる電気代等、ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者にご負担いただくことが適当であるもの(個人の嗜好に基づくもの)にかかる費用をご負担いただきます。

※おむつ代は介護保険の給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

⑦特別な食事の提供

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供いたします。

⑧経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

<サービス利用料金>

サービス利用料金については別紙参照。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月毎に計算してご請求しますので、翌月28日までに下記の方法でお支払いください。

ア. 窓口での現金払い
イ. 下記指定窓口への振り込み(手数料はご負担ください) 銀行名: りそな銀行 高槻支店 口座名: 社会福祉法人 成光苑 高槻けやきの郷 短期入所生活介護 理事長 高岡 國士 普通預金 口座番号 No.6 4 8 6 2 3 9
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし(手数料は施設で負担します。 一部ご利用できない銀行もあります。)

(4) 利用中止、変更、追加(契約書第8条、第19条参照)

○利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、ユニット型指定短期入所生活介護【介護予防短期入所生活介護】の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合にはサービス実施日前日の午前10時までに事業所に申し出て下さい。

○利用予定日の前日の午前10時までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取り消し料として料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

前日午前10時までにキャンセル	無料
上記、以降のキャンセル	利用料自己負担分の50%

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して事業所の稼働状況により、ご利用者の希望

する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

○ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。また、利用期間中に体調不良等となった場合、他のご利用者の生命または健康に重大な影響を与える場合等は、サービスの利用を中止することもございます。その際、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

○地震等の天災、感染症等、その他事業者の責任によらない事由により、サービスの提供を中止・変更とさせていただく場合がございますのでご了承ください。サービス実施が不能となった場合には利用料を請求することはありません。

## 7. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条、第12条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたり、次のことを遵守いたします。

- ①ご利用者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態等の必要な事項について、医師、看護職員と連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
- ③短期入所生活介護計画書又は介護予防短期入所生活介護計画書等、個別の支援計画を作成し、適切な支援の実施に努めます。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、サービス提供完結の日から条例に基づく期間（5年間）保管するとともに、個人情報保護法を遵守する範囲内において、ご利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご利用者に対する身体拘束、その他行動を制限する行為を行いません。但し、ご利用者または他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載する等、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り、必要な措置を講じます。
  - ・研修等を通じて、サービス従事者及び従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
  - ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
  - ・ご利用者及びご家族からの苦情処理体制の整備に努めます。
  - ・事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者または養護者（ご利用者のご家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報する等、必要な措置を講じます。
- ⑦ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行うとともに、救命救急措置等必要な対応を行います。
- ⑧事業所及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するに当たって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由無く、第三者に漏らしません（守秘義務）。個人情報と取り扱いの詳細については、個人情報保護法のもと、事業者により作成している個人情報保護規程に基づき、ご利用者、ご家族等と協議・合意の上、その取り扱いをいたします。

## 8. 事業所利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、当事業所を利用されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### （1）持ち込みの制限

日常生活上必要とされるもので、別紙「利用のご案内」に記載されているものをご持参ください。その他持ち込みをご希望される方は、ご相談に応じます。

(2) 面会及び外出

①面会時間 9:00～21:00

来訪者は、必ずその都度、受付にて届け出てください。

※来訪される場合、ペット等の動物、危険物等の持ち込みはご遠慮ください。

※場合によっては面会をお断りすることがあります。

②外出

外出される場合は、必ずお申し出ください。

※食事が不要となる場合には、必ず前日の10時までにお知らせください。

お申し出がなかった場合には当該の費用を負担していただく場合がございます。

(3) 喫煙

当事業所敷地内での喫煙については、所定のスペースでお願い致します。

(4) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 金銭の管理等

金銭その他貴重品について、預かり・管理するような依頼があっても原則としてお断りさせていただきます。なお、貴重品を持ち込まれ場合、紛失等が生じた際にも当事業所は責任を負いかねます。

(6) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、主治医の診療や入院治療を原則とします。但し、急変、突発事項が起こった場合、当事業所の協力医療機関の診断、治療を受けていただく場合があります。

<協力医療機関>

医療機関の名称	社会医療法人東和会
所在地	大阪府高槻市宮野町2-17
連絡先	Tel: 072-671-1008
診療科	総合内科、血液内科、神経内科、物忘れ外来、循環器内科、呼吸器内科、小児科、特殊外来、消化器内科、糖尿病内分泌内科、麻酔科・ペインクリニック内科、腫瘍内科、呼吸器外科、脳神経外科、女性泌尿器科、眼科、歯科口腔外科、消化器外科、乳腺科、泌尿器科、形成外科、整形外科、婦人科、耳鼻咽喉科、皮膚科、救急科

医療機関の名称	社会医療法人祐生会 みどりヶ丘病院
所在地	大阪府高槻市真上町三丁目13番1号
連絡先	TEL：072-681-5717
診療科	内科、消化器科、循環器科、小児科、外科、脳神経外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、リウマチ科、痛風外来、リハビリテーション科

医療機関の名称	医療法人 御殿山 福田総合病院
所在地	大阪府枚方市渚西一丁目18番11号
連絡先	TEL：072-847-5752
診療科	内科・整形外科・リウマチ科・外科・消化器科・肛門科・泌尿器科・ 神経内科・心療内科・循環器科・皮膚科・アレルギー科・眼科・小児科・放射線科・リハビリテーション科

医療機関の名称	医療法人乾洋会 トミデンタルクリニック
所在地	大阪府大阪市東淀川区菅原七丁目1番19号
連絡先	TEL：06-6990-5621
診療科	一般歯科・訪問歯科・歯科口腔外科

## 9. 緊急時の対応（契約書第23条参照）

当事業所において、サービスの提供を行っているときにご利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関等への連絡を行うとともに、救命救急処置等の必要な対応を行い、ご利用者のご家族等へ連絡をさせていただきます。

### 10. 事故発生時の対応（契約書第24条参照）

当事業所において、サービスの提供によりご利用者に事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市町村、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターに連絡を行うとともに、必要な処置、対応をさせていただきます。

#### 11. 非常災害対策について（契約書第25条参照）

- (1) 非常災害に備えて定期的に避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を年2回以上行います。
- (2) 消防法に準拠して非常災害に関する具体的計画を別に定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。

#### 12. 衛生管理（契約書第26条参照）

- (1) 事業所は、サービスの提供に必要な設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な処置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行います。
- (2) 事業所は、サービスの提供において、感染症の発生又は蔓延防止のための必要な処置を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を予防するための処置について、必要に応じて保健所の助言指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

### 1 3. 損害賠償について（契約書第 14 条、第 15 条、第 16 条参照）

○当事業所において、事業所の責任によりご利用者に生じた損害については、事業所はその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご利用者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

< 損害賠償がなされない場合 >

以下の場合には、事業所の責に帰すべき事由が認められない限り、ご利用者に生じた損害を賠償いたしません。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 契約締結時に、ご利用者が、ご自身の心身の状況や病歴等について、故意に告げず又は虚偽に告げたことがもつぱらの原因として発生した損害</li><li>② ご利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項（その日の体調や健康状態等）を施設が確認する際に、故意に告げず又は虚偽に告げたことがもつぱらの原因として発生した損害</li><li>③ ご利用者の急な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由をもつぱらの原因として発生した損害</li><li>④ ご利用者が、事業所もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為をもつぱらの原因として発生した損害</li><li>⑤ 地震等の天災による事由により、事業所のサービス提供が不能となった場合に発生した損害</li><li>⑥ 感染症等による事由により、事業所のサービス提供が不能となった場合に発生した損害</li></ul> |
|--|

○地震等の天災、感染症等、その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスが実施不能となる場合には、利用者に対してすでに実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

### 1 4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定・要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第 17 条参照）

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① ご利用者が死亡したとき</li><li>② 介護老人福祉施設に入所した場合</li><li>③ 【1】 要介護認定によりご利用者の心身の状況が要介護から要支援・自立と判定された場合</li><li>    【2】 要介護認定によりご利用者の心身の状況が要支援から要介護・自立と判定された場合</li><li>④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合</li><li>⑤ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li><li>⑥ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li><li>⑦ ご利用者から契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li><li>⑧ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li><li>⑨ 介護認定・要支援認定の有効期間満了日より 1 年間、一切利用が無かった場合</li></ul> |
|--|

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第18条、第19条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 介護給付・介護予防給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</li><li>② ご利用者が入院された場合</li><li>③ ご利用者の「居宅サービス計画」「介護予防サービス計画」が変更された場合</li><li>④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるユニット型指定短期入所生活介護【介護予防短期入所生活介護】を実施しない場合</li><li>⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合</li><li>⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li><li>⑦ 他の利用者のご利用者との身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合</li></ul> |
|---|

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第20条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① ご利用者が、契約締結時にご自身の心身の状況や病歴について、故意に告げず又は虚偽に告げたことがもっぱらの原因として発生した損害</li><li>② ご利用者によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、その後3か月間の催告にもかかわらずこれが支払われない場合</li><li>③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li></ul> |
|---|

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第21条参照）

契約が終了する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘定し、必要な援助を行うように努めます。

(4) 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。

職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約の解除をする場合があります。

信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。

## 15. 苦情の受付について（契約書第27条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けいたします。

○苦情受付窓口（担当者）

生活相談員 野崎 和歌子

TEL 072-662-5888

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

9:00～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

高槻市 健康福祉部 福祉指導課	所在地 高槻市桃園町2番1号 電話番号 072-674-7821 FAX 072-674-7820
--------------------	---

高槻市 健康福祉部 長寿介護課	所在地 電話番号	高槻市桃園町2番1号 072-674-7166
大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 FAX	大阪市中央区常盤町一丁目3番8号 06-6949-5418 06-6949-5417

#### 16. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	評価決定年月日	2021年 2月 1日
		第三者評価機関名	特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ
		結果の開示	1 あり 2 なし
2 なし			

年 月 日

ユニット型指定短期入所生活介護【介護予防短期入所生活介護】の提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者氏名 生活相談員 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住所  
氏名 印

代理人 住所  
氏名 印

※この重要事項説明書は、高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例令和3年12月16日(令和6年4月1日施行)の規程に基づき利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。